

小規模多機能支援拠点の持続的運営による地域活性化

政策提言先 内閣官房

政策提言の要旨

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながらも1箇所で地域が必要とする福祉サービスを横断的に提供し、地域住民がふれあうことのできる多機能な支援拠点が持続的に運営できる仕組みを導入されるよう、提言いたします。

【政策提言の具体的内容】

- 1 人口減少と高齢化が進んでいる地域において、誰もが安心して暮らしていくためには、これまでの福祉の枠組みや概念を超えて、意図的・政策的に地域のニーズに応じた新たな福祉のかたちの構築を目指していく必要があるものと考えます。
- 2 なかでも、中山間地域では、介護や障害者の自立支援、子育て支援などのサービスについて、多様なニーズがありながらも、現在の縦割りの制度サービスのもとでは、それぞれの利用者が少なく民間参入が進まないため、サービスの提供が成り立たないといった状況に置かれています。このため、小規模ながらも1箇所で、既存の制度の枠組みを超えて、多様なサービスの提供が可能となる仕組みを構築することが必要です。
- 3 こうした中、本県では、平成21年度から国の「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用し、小規模多機能な福祉サービスを提供する「あったかふれあいセンター」事業をスタートさせたところです。「ふるさと雇用再生特別交付金」が終了した後も、市町村と連携して事業を継続しており、平成26年度は、28市町村の38拠点と164箇所のサテライトで実施することとしておりますが、こうした取組みを支える恒久的な財源の確保も大きな課題となっております。
- 4 他方、今回の介護保険法の改正による地域支援事業の見直しに対応するため、全ての市町村において、地域の実情に応じた訪問・通所型サービスや生活支援サービスを確実に提供できる体制づくりを進める必要もあります。
- 5 このため、本県が全国に先駆けて取り組む「あったかふれあいセンター」のような支援拠点事業を、介護保険法の新たな地域支援事業の取組みとして位置付け、その持続的な運営を可能とするよう、国において早急に検討していただくことが有益であると考えます。

【政策提言の理由】

現在の高齢者や障害者、子どもなどに対する国の福祉サービスは、そのサービス分野ごとに、全国一律の職員配置や定員などの基準が決められているため、介護や障害者の自立支援、子育て支援などといった多様なニーズがありながらも、利用者が少ないために事業者が育たず、サービスの確保が困難な地域が数多くみられます。